

2025年度（令和7年度）

事業計画書

社会福祉法人智頭町社会福祉協議会

1. 基本方針

2024年の日本経済は、日経平均株価史上最高値を更新するなど、幅広い分野でインフレの影響がみられました。しかし、円安や海外景気の影響でデフレからの脱却とまでには至っておらず、福祉サービスを提供する団体では物価高騰と賃金の伸び悩みが続いており、経営の厳しさが増えています。

本年は、「2025年問題」と呼ばれる団塊世代が75歳以上の後期高齢者に到達する年となりました。すでに、労働人口の減少、認知症及び要介護者の増加、地域コミュニティの希薄化など、様々な問題が生じています。このような状況の中で、社協が担っている福祉の中核機関としての役割はとて大きく、住民や行政、福祉団体との強いネットワークを使って、福祉課題の解決に向けて取り組むことに期待が寄せられています。

2024度は介護報酬と障害福祉サービス等報酬の改定が行われました。今回の改定の主なポイントは「処遇改善」「医療連携」の他に「生産性向上」が求められており、ICTやロボットの活用による新加算が多く導入されています。それぞれの全体平均改定率は介護報酬で1.59%増、障害福祉サービス等報酬で1.12%増となっています。どちらの改定も職員の処遇改善が最優先となっていますが、物価高騰の影響が大きい現状においては、事業運営への配分が決して十分な上げ幅とは言えません。

障害福祉サービス等報酬改定では、重度化や高齢化などのニーズに対応できるように医療機関や関係機関との連携が重要視されています。また、虐待防止や身体拘束廃止、BCP（事業継続計画）に関する取り組みを義務化した内容となっており、利用者の権利擁護に関する取り組みの強化が求められています。

その一方で、訪問介護などの一部サービスの基本報酬が引き下げられ、多くの

疑問の声が上がっています。全国の訪問介護サービスの倒産件数は年々増加しており、2024年には年間最多記録を更新する結果となっています。鳥取県内の社協が運営する訪問介護事業においても、2018年の15ヵ所から半数以下の7ヵ所に減っています。その主な要因としては、利用者減に伴う収益悪化や人手不足等によりサービスの継続ができなくなったことが挙げられています。

2024年度は、自然災害が多発したことで、地域での防災に関する意識が高まっており防災福祉マップへの取り組みを14集落（更新13件、発展1件）が行いました。また、ACP（人生会議）への関心も高まりつつあり、講師依頼も増えました。年末から年始にかけて、全国的にインフルエンザ感染症が大流行しました。本会でも多くの利用者や職員が感染し、介護・障がい福祉サービス事業に大きな影響を及ぼしました。今後も防災や感染症対策の継続は不可欠となっています。

居宅介護支援事業の利用件数が減少しており、2023年度月平均175件以上でしたが、2024年12月現在で月平均170件以下となっています。特に2024年12月以降の減少が著しく直近では月148件となる月も出ています。件数減少の要因は、入院やご逝去された方が多かったことが挙げられます。この件数減少により、今後、在宅の介護サービス事業にマイナスの影響を与えることが危惧されます。

これらの社会情勢や福祉課題に対応するために、本会は中期経営計画を策定し、将来を見据えながら智頭町社協が果たすべき役割を明確化し、職員が社協職員としての自覚を持って地域に貢献できることを目指して取り組んでまいります。2025年度は役割を果たせるよう以下の取り組みを重点的に実施していきたいと思います。

2. 重点目標

① 経営改善及び組織基盤の強化

経営環境の変化に順応し、財務健全化・人材定着・災害対応力の強化を図る。

② 地域福祉活動の推進

住民主体の支え合いを促進し、多様な地域課題の解決に貢献する。

③ 相談支援・権利擁護体制の充実

生活課題を抱える住民への相談支援を強化し、包括的な支援体制を整える。

④ 介護・障がい福祉サービス事業の健全経営

利用者ニーズに対応しながら、事業の効率化・収益性向上を図る。

3. 各部門の主な取り組み

(1) 法人経営部門

- ・中期経営計画の運用
- ・法人理念教育と組織文化の定着
- ・人事評価制度の構築
- ・キャリアパスの明確化と研修の充実
- ・自主財源確保の施策検討
- ・事業継続計画（BCP）の整備及び周知
- ・地域福祉ニーズに合わせた新規事業の調査・研究

(2) 地域福祉活動推進部門

- ・他部門との連携に基づく地域生活課題の把握
- ・地区社協、福祉委員の活動支援と推進
- ・住民主体の福祉活動支援と推進
- ・防災福祉マップの更新・新規作成支援
- ・福祉教育の推進
- ・安心キットの普及
- ・ボランティアの確保

(3) 相談支援・権利擁護部門

- ・アウトリーチの強化
- ・関係機関との連携強化
- ・部署間連携体制の強化
- ・内部牽制の強化

(4) 介護・障がい福祉サービス部門

- ・利用率の向上施策の実施
- ・医療機関との連携体制の強化
- ・積極的な加算の取得
- ・生産性向上（テクノロジーの活用：DX化）に向けた取り組みの強化
- ・人員配置の適正化
- ・衛生管理の徹底

4. 各部門の主な事業

(地域福祉活動)

- ・ふれあいサロン
- ・福祉教育、ボランティア学習の推進（児童福祉体験学習・福祉教育協力校補助等）
- ・新ひまわりシステムの推進
- ・各地区社協活動の推進・支援
- ・福祉委員の設置
- ・愛の輪運動の推進
- ・緊急医療情報キット配布事業（安心キット）
- ・町民福祉大会の開催
- ・地区福祉懇談会・座談会等の開催
- ・出前心配事相談の実施
- ・広報誌の発行
- ・福祉用具貸出
- ・レクリエーショングッズ貸出
- ・ごみ箱設置助成

- ・各種募金運動の実施
- ・生活保護世帯年越し義援金共募
- ・敬老長寿御祝品配布共募
- ・年末お見舞い品配布（独居）共募
- ・災害見舞金援助共募

<行政受託事業関連>

- ・災害救護ボランティア事業（災害ボランティアセンター等）
- ・ミニデイサービス事業
- ・地域自立生活支援事業（配食サービス事業）
- ・地域介護予防活動支援事業（ひとり暮らし高齢者の集い・ひまわり会）
- ・家族介護継続支援事業（家族介護者交流事業）
- ・生活支援コーディネーター業務
- ・わが町支え愛活動支援事業（防災福祉マップ支援）
- ・団体事務局の運営
（智頭町身体障害者福祉協会・智頭町遺族連合会・智頭町老人クラブ連合会）

（介護保険サービス事業）

- ・訪問介護
- ・居宅介護支援
- ・要介護認定調査

<指定管理事業>

- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・介護老人福祉施設

（障がい福祉サービス事業）

- ・共同生活援助
- ・短期入所
- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・生活介護（休止）

- ・就労継続支援（B型）
- ・相談支援
- ・移動支援

（相談支援・権利擁護事業）

- ・社会福祉金庫貸付事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・コロナ特例貸付フォローアップ支援
- ・臨時特例つなぎ資金貸付事業
- ・生活困窮者自立支援事業（家計改善）
- ・食のささえあい事業
- ・えんくるり事業
- ・法人後見事業
- ・日常生活自立支援事業